

活動レポート

倫理委員会

文責：倫理委員会幹事長 佐々木裕之

平成30年度第4回、第5回研究WG活動報告他

はじめに

倫理委員会では、平成30年10月9日(火)に平成30年度第4回研究WG(出席者17名)を(株)ドーコン会議室にて、平成30年12月10日(月)に第5回研究WG(出席者17名)を(株)ドーコン会議室において開催いたしましたので、これらについて報告いたします。

1. 平成30年度第4回研究WG

(1) 旭川高専共同授業について

過年度に引き続き今年度も12/7、12/14、12/21の3回に亘り旭川高専で技術者倫理の授業を実施いたします。授業時間は約3時間で、講義・事例説明に約40分、5班に分かれてのグループディスカッションに約1時間20分、発表時間・質疑応答に約1時間程度となっています。講義テーマ、授業の進め方は各班で事前に打合せを行い授業に臨みます。

(2) 技術者の倫理入門：第1章～4章(コミュニティ形成の重要性とそのあり方)

山本幹事・當麻委員・市川委員より、「技術者の倫理入門：第1章～4章(コミュニティ形成の重要性とそのあり方)」と題した報告がありました。



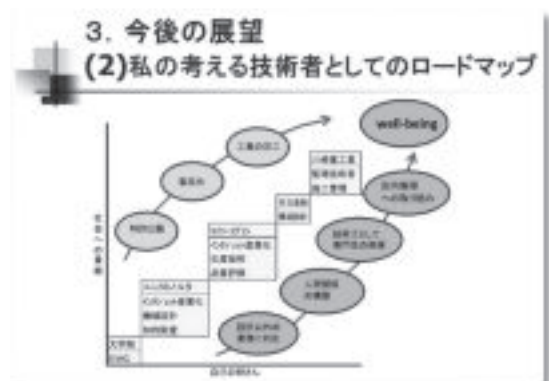
第4回研究WG 会議状況

前回定例会では「福島原発事故」を題材事例に採用

していましたが、福島原発と女川原発を対比した事例を扱っており、東北電力の安全への取り組みについての内容であるため、幹事会でタイトルを変更すべきとの意見があり、内容は概ねそのままに、タイトルを「原発事故にみる組織のコミュニティー」に変更しました。事例は組織の中では集团的思考になりやすく、「集団の決定は正しい」「全会一致と思いつく」「都合の悪い情報を遮断」という行動に陥りがちであるが、女川原発計画時の東北電力副社長であり技術者でもあった平井弥之助氏が防波堤の高さを12mで充分とする多数意見に対し14.8m必要と主張したほか、引波による水位低下を見越し取水路に冷却水が残る設計を行う等、決められた基準を超えて企業の社会的責任や企業倫理を考えて行動した技術者であった事例を紹介しました。

(3) 杉浦委員によるミニ講演(私の技術者倫理への取り組みについて)

杉浦委員より「私の技術者倫理への取り組みについて」と題したミニ講演が実施され、これまでに業務上経験した中から「講演の依頼」「転職時のジレンマ」「地元出身者とのコミュニケーション」の3例を題材にして、これまでに技術者倫理にどのように取り組んできたのかを自己紹介を交えながら講演を行



い、話題提供していただきました。

2. 第5回研究WG

(1) 技術士全国大会に関する話題提供

技術士全国大会の技術者倫理情報交換会が11/11に開催され、日下部委員長、花田相談役が参加して各地方本部での倫理委員会活動や技術士更新制度導入後の技術者倫理教育のあり方・進め方や問題点等について活発な意見交換が行われました。

(2) 技術者の倫理入門：第10章(コンプライアンスと規制行政)

池田委員・坂倉委員・本橋委員より、「技術者の倫理入門：第10章(コンプライアンスと規制行政)」と題した報告がありました。構成としては、1. 正直性・真実性・信頼性、2. コンプライアンス他、3. 規制行政・公衆保護他、4. 公務員倫理、5. 事例研究その1～大規模宅地造成池の許可申請～、とする予定ですが、今回は構成や事例の方向性を確認するための内容となっていました。内容としては郷原信郎弁護士の郷原説や三菱自動車の一連の不祥事に関する事例紹介をしながら、コンプライアンスや公務員の積極的倫理に関する説明がありました。



第5回研究WG 会議状況

(3) 旭川高専技術者倫理共同授業

平成30年12月7日(金)に旭川高専で技術者倫理の今年度第1回目の共同授業を実施し、講師として倫理委員会から佐々木幹事長、斎藤委員、富澤委員が、道北技術士委員会から高桑代表、佐藤技術士が参加いたしました。今年度は1回につき講師が5名必要で、道北技術士委員会に応援を頼み、快く引き受けて頂きました。講義テーマは「予防倫理学習～いざという時のために～」として、創作事例を用いて学生とグループディスカッションを行いました。

た。過年度と同様に、各グループで活発な議論が行われ、学生はマインドマップで課題整理を行う等、非常に優秀な学生が多かったのが印象的でした。



12月7日に実施した旭川高専での授業風景

3. 平成30年度第3回志向倫理WG

倫理委員会では4月より志向倫理WGを新たに立ちあげて活動を開始しています。第3回志向倫理WGを平成30年10月22日(月)に開催しました。

第3回志向倫理WG(平成30年10月22日)資料

これまでの論点の整理

1. ヒューマンエラーは、偶発的行動、意図的行動、生理的行動に大別できる。
2. 意図的行動は、技術者倫理の教育により、防止が可能ではないか。
3. 技術者倫理の教育を行う上で、教育を受ける側(受講者)はどのような欲求から学ぶのであろうか？
4. マズローの欲求5段階説から、技術者倫理に対する受講者の学習欲求を考えるとどうだろうか？
5. マズローの欲求5段階説から見ると自己実現欲求、承認欲求(志向倫理)の学習を喚起し、安全欲求、生理的欲求(予防倫理)の学習を喚起するのはいいか？
6. そもそも、「マズローの欲求5段階説」は考え方の「正しさ」が保証されているわけではないか？

今回、考えたいこと

1. 「マズローの欲求5段階説」は考え方の「正しさ」か？
2. 「技術者の欲求」は「技術者倫理」にどう対立するのだろうか？
「技術者倫理」は「……せよ」、「……するな」という形で、
「技術者倫理」は「……しない」という形の観点があるのではないか？

小川委員から「安全への動機付け」ではマズローの欲求5段階説をモデルとして考えたが、鄭雄一氏による新しい欲の分類体系を参考に「道徳の次元≡仲間の範囲≡共感の範囲」として捉え、「志向倫理」と「予防倫理」は二元論ではないのではないかと考えている旨の解説がありました。

おわりに

倫理委員会では会員を募集しております。倫理委員会のメンバーとの意見交換や交流を通じて、技術者倫理についてさらに深く考えてみませんか？ 詳しくは当委員会HPをご確認ください。

次回は、平成31年2月12日(火)に(株)構研エンジニアリング会議室において開催予定です。